

令和6年度城里町 物価高騰対応重点支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

給付金を受給するためには、手続きが必要です

物価高騰の影響を受ける住民税均等割のみ課税世帯を支援するため、10万円の給付金を支給します。受給には手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

城里町が確認書または申請書を受理した日からおおむね3週間以内
(内容や添付書類に不備がない場合)

支給対象となる世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象になりません

- 世帯全員が令和5年度
- ・「**住民税均等割のみ課税**」の世帯
 - ・「**住民税均等割のみ課税と住民税非課税**」で構成される世帯

令和5年度住民税
(令和4年の収入)の
確認できない世帯員のいる世帯
(**未申告**の方を含む世帯)

城里町役場から
確認書が届きます(要返送)



返送期限 **令和6年6月28日(金)**

令和5年12月1日時点で城里町に住民登録のある方に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申告後、申請が必要です
申請期間 **令和6年4月1日(月)**
～**令和6年6月28日(金)**

令和5年1月1日時点で住民登録のある市町村で申告の手続き後、**住民税均等割のみ課税世帯**の場合、**申請書**を提出してください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

お問い合わせ



城里町役場 健康福祉課

「物価高騰対応重点支援給付金」窓口



029-288-3111 (給付金担当) 受付時間 平日8:30~17:15

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

基準日（令和5年12月1日）において城里町の住民基本台帳に記録されており令和5年度「住民税が均等割のみ課税」されている方だけで構成されている世帯もしくは、「均等割のみ課税」されている方と「非課税」の方で構成されている世帯の世帯主

※ただし、「世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯」は対象外です

- 対象となる世帯には、**確認書**が届きます。
- 確認書に必要事項を記入して、添付書類とともに、同封の**返信用封筒で郵送**してください。



【確認する項目】

- ① 世帯主氏名欄を記入している ② チェック欄を確認し、レ点を入れている

【添付が必要な書類】 ※確認書の「支給口座」欄に記載があり、変更希望のない方は不要

- ・ 申請者（世帯主）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードの写し等）
- ・ 受取を希望する口座を確認できる世帯主名義の通帳の写し

II 令和5年度住民税が未申告の世帯員のいる世帯

- 対象となる世帯には、**申請書**が届きます。
- 令和5年1月1日時点にお住まいの市町村の税務担当課で**申告手続き**し、住民税均等割のみ課税世帯となる場合は、給付金の支給対象となります。
※申告後、令和5年度住民税所得割が課税される方がいる世帯は給付金の対象になりません
- 申請書に必要事項を記入して、令和5年度住民税課税証明書等**添付書類とともに**、役場健康福祉課に提出または**返信用封筒で郵送**してください。

こども加算の対象

今回の住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の支給対象のうち子育て世帯へ、**こども加算**（こども**1人あたり5万円**）を世帯主に支給します。

対象：対象世帯内で扶養されている**18歳以下のこども**（平成17年4月2日生まれ以降の児童）

※対象となる世帯には、別途お知らせいたします。



物価高騰対応重点支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに茨城県・城里町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、城里町役場、笠間警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。